



ご存知ですか？

マイナンバーカードであなたの暮らしがこんなに便利に！

マイナンバー制度が開始され2年が経過しました。マイナンバーは、先に配られた通知カードや、希望すれば住民票で確認することができますが、通知カードは紙で出来ていますので破れやすく、本人確認書類にはなりません。また、マイナンバー付きの住民票の発行には毎回手数料が必要となります。また、マイナンバーカードを作成されていないみなさん、ここは思い切ってカードをつくりましょう。マイナンバーカードの作成は無料です。マイナンバーカードには様々な用途が加えられ、これからどんどん便利になっていく予定です。詳しくは、市民課又は各振興事務所窓口までお尋ねください。

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。



マイナンバーカード1枚でできること

●個人番号を証明する書類として

マイナンバー(個人番号)の提示が必要な様々な場面で、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として利用できます。

●各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。

●本人確認の際の公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。

●各種民間のオンライン取引に

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用できるようになります。

●様々なサービスを搭載した多目的カード

市町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが、マイナンバーカードと一体化できます。



マイナンバーカードを申請してね！

申請は、郵送又はオンライン(携帯電話、パソコン等)で簡単にできます。詳しくは、交付申請のご案内などをご確認ください。

●郵送申請について

「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている申請書送付用封筒(返信用封筒)の差出有効期限が平成29年10月4日になっている場合でも、差出有効期限が平成31年5月31日まで延長されましたので、切手を貼らずにそのまま使用することができます。

●オンライン申請について

市民課及び各振興事務所窓口を設置している「マイナポータル端末」でも、写真撮影から申請まで無料で行えるようになりましたのでお申し出ください。職員がサポートしますのでぜひご利用ください。(事前にご連絡ください)

《マイナポータル端末設置窓口》 総務部市民課及び各振興事務所窓口 午前9時から午後4時まで

☎ 総務部市民課 ☎ 67-1816